

鎌ヶ谷市立五本松小学校 令和6年度いじめ防止基本方針

令和6年4月

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送ることができる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国，地方公共団体，学校，地域住民，家族その他の関係者と連携して取り組む。

③ 学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者，地域住民，関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

④ 児童の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2 「チーム五小 いじめ対策委員会」について

① 組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処にあたって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

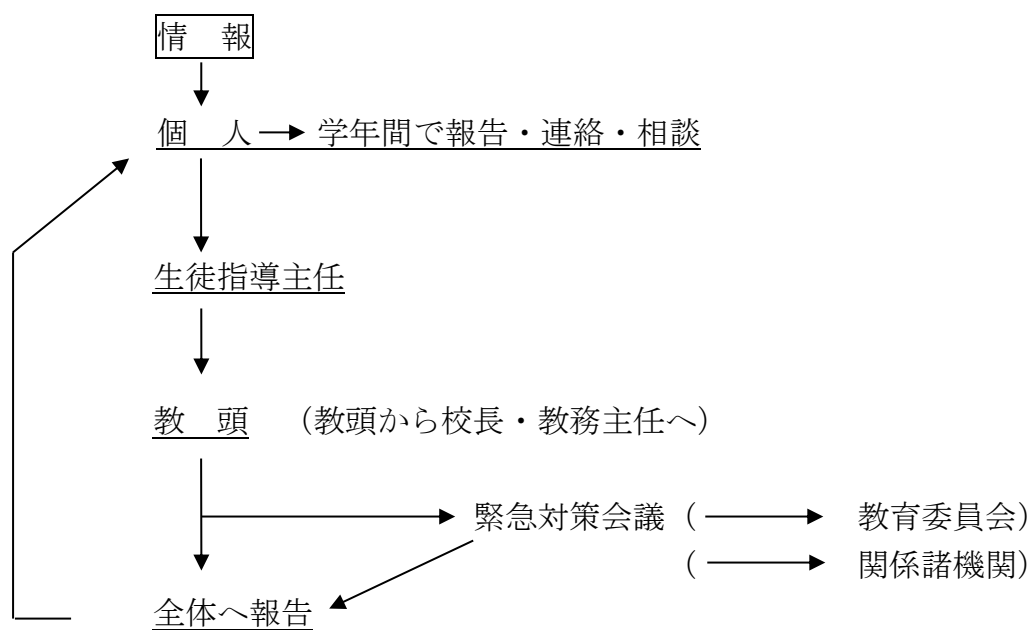
■ 日常的な業務

校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当

■ いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議

校長・教頭・生徒指導主任・安全主任・教務主任・関係学年主任・担任・関係職員
・養護教諭・教育相談担当

■ 組織図



※継続指導や解決についても生徒指導主任に報告・連絡・相談を行う。

② 組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- 学校基本方針の策定
- 学校基本方針に基づく取組の実施
- 年間計画の作成，実行，検証，修正
- いじめの相談，通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- いじめであるかどうかの判断
- いじめ情報の迅速な共有，関係児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制，対応方針の決定と保護者との連携

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを進めていくことである。

■安心・安全な学校生活

- いじめ根絶宣言
- 授業中の規律の徹底
- 基本的な生活習慣の確立
- 教室環境の整備
- 学級経営の充実
- 教職員の不適切な発言や体罰に対しての留意
- いじめ根絶標語，いじめ根絶ポスターの作成掲示
- 次年度への確かな引き継ぎ
- 保護者との連携
- いじめ認知シートの活用

■生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- 自己決定の場がある授業づくり
- 児童に自己存在感を与える場面のある授業づくり
- 共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助
- 教職員による相互の授業参観の実施

■豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

- 道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり

- あのね週間（教育相談週間）の実施
- 異学年交流の実施（なかよしタイム）
 - 例 1年生と6年生との交流、他学年とのレク（運動会后、実施予定）
- あいさつ運動、登校指導の実施
 - 児童会が実施するあいさつ運動を通してあいさつの輪を広げ、児童同士の交流の機会を増やしていく。
- 体験学習の実施（修学旅行、校外学習等）
- 地域社会との交流の実施
- 児童会が主催する集会（五小っ子発表会等）の実施
 - 児童の興味・関心にあった主体的な活躍の場を用意して存在感を持たせたり、話し合い活動を通して児童が自らの力で課題を解決したりすることで、連帯感や成就感、満足感などを持たせる。

■いじめに対する正しい知識

- インターネット等の利用に関する情報モラルの周知
- 発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施
- 教職員におけるいじめに関する研修会の実施
- 道徳教育の充実

4 いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- アンケートの実施 **市のいじめアンケート**調査…年2回（6月、11月実施予定）
前期、後期で実施。

学校生活アンケート… 今年度は実施しない。

- 個別面談や教育相談 **あのね週間の実施**（年3回予定【6月、11月、2月】）

※ あのね週間 … 児童に悩みがないか確認する。
また、悩みがない児童であっても勉強のことや友達関係のことなどを聞く。

- 保護者との連携 教育相談の実施
個人面談の実施（夏の予定）

■教職員における情報の共有

- 学年会での情報共有
- 生徒指導部会での情報共有
- 職員会議等での情報共有
- 授業時間外の児童の様子の確認
- 問題兆候の把握

- 教職員向けのいじめに関する研修会の実施

5 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

■学校のいじめの相談・通報窓口の周知

- 相談箱「あのねポスト」の設置（東階段1階、職員室前に設置）
- 養護教諭・教育相談担当（浦先生、齋藤先生）への相談
- いつでも誰でも、誰にでも相談

※ 加瀬が毎朝確認し、手紙があった場合、校長、養護教諭に報告し情報を共有する。

■学校以外のいじめ相談・通報窓口の周知

- 相談通報窓口を学校だより等に掲載

相談場所	連絡先
鎌ヶ谷市青少年センター（相談専用）	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4953
心の相談室	047-444-6921
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所（電話相談）	047-370-5286

6 いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

①対応の流れ

- いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
- 事情聴取

（原則として、いじめられた児童→周囲にいた児童→いじめた児童の順に行う）

- いじめ対策委員会の緊急会議（方針の明確化）
- 適切な指導
- 保護者への連絡と協力要請
- 関係諸機関、専門機関との連携
- 教育委員会への報告

②いじめ問題に対する指導

- いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応
- いじめた児童に対する毅然とした対応での指導
- 全児童への指導
- 保護者への対応（速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する）
- いじめた児童に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導行う場合もある。
- 該当の保護者、家庭との連携
- 地域や関係諸機関との連携

③重大事態への対処について

- 重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）
 - △いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - △いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- チーム五小 いじめストップ委員会の招集（緊急会議）
- 警察や関係機関との連携

7 公表・点検・評価について

- 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- 保護者アンケート(学校評価)を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- 評価を分析し、取組の見直しをする。

8 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

	会議等	未然防止	早期発見
4月	・保護者への啓発 (1学期中)	・学級開き・学級指導	・教育相談(保護者)
5月		・学級指導・個別指導 ・運動会	
6月		・あのね週間 (11日～14日) ・市のいじめアンケート	あのね週間 (いじめアンケート前期) 保護者からの情報収集
7月		・5年：林間学校 ・1学期の振り返り	・個人面談(保護者)
8月		・2学期の生徒指導に 向けての共通理解 ・夏休み明けの児童把握 (生徒指導主任)	・個人面談(保護者)
9月			
10月		・6年修学旅行	
11月		・あのね週間 (25日～29日) ・市のいじめアンケート	・あのね週間 (いじめアンケート後期)
12月		・2学期の振り返り	
1月		・冬休み明け児童把握	
2月		・五小っ子発表会 ・あのね週間 (5日～10日)	・あのね週間
3月		・1年間の振り返り ・6年生送る会プロジェクト	・進級学年への引き継ぎ ・指導方針、指導計画の点検

・各月に学年体験学習(校外学習)

